

三春町立保育所等における紙おむつ等の定額利用サービス 提供事業者 募集要項

1 事業概要

(1) 事業名称

三春町立保育所等における紙おむつ等の定額利用サービス

(2) 目的

紙おむつ等の定額利用サービスを導入することにより、保護者及び保育士等の負担を軽減し、保育の質の向上を図る。

(3) 内容

サービスを導入する保育所等に入所する児童の保護者が利用申し込みを行った場合において、提供事業者が導入施設内における紙おむつ及びおしりふき（以下「紙おむつ等」という。）の利用権を提供し、その対価として保護者が利用料金を支払うもの。

なお、サービス利用の有無は、保護者の任意とする。

(4) 実施期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日

※ただし、サービスの利用状況や保護者アンケートの結果などを踏まえ、町と事業者が協議のうえ、令和10年3月31日より前に事業を終了することがある。

2 参加資格

本手続きに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(3) 過去5年間に於いて、公立の保育施設において同種のサービスの提供実績があること。

3 参加申込み方法等

(1) 質問書の提出及び方法

【提出期限】 令和7年11月14日（金）17時00分まで

別紙様式により、事務局宛てFAXまたは電子メールで提出すること。

質疑に対する回答は、随時、三春町ホームページに掲載する。

(2) 参加表明書の提出及び方法

【提出期限】 令和7年11月25日（火）17時00分まで

参加表明書（様式第1号）にサービス提供実績調書（様式第2号）を添付のうえ、事務局宛てFAXまたは電子メールで提出すること。

【提出書類】

①参加表明書（様式第1号）

②サービス提供実績調書（様式第2号）

(3) 企画提案書の提出及び方法

町からプロポーザル企画提案書提出依頼通知書の送付を受けた者は、下記により企画提案書を提出すること。

※提出された書類等は返却しませんのでご了承ください。

1) 提出期限

・令和7年12月19日（金）17時00分まで

2) 提出書類

・企画提案書（任意様式）により、別紙仕様書に基づく企画提案を行うものとする。企画提案は1者につき1件とし、以下の物品を併せて提出すること。

①企画提案書（任意様式）

②納入予定の紙おむつ（メーカーごとテープタイプ、パンツタイプそれぞれ1枚ずつ）のサンプル及びおしりふきのサンプル1個

3) 提出方法

・提出先 三春町子育て支援課保育グループ

・提出方法 郵送または持参による（提出期限まで必着）

・提出部数 正本1部、副本6部

4) 留意事項

・次の事項については、企画提案書に必ず記載すること。

①利用料金

②サービスに係る紙おむつのメーカー、商品名、規格

③提案者、保護者、町・導入施設それぞれの役割分担

・企画提案書には、提案者が特定できる記載はしないこと。

・企画提案書は、別を示す審査基準を参考に作成すること。

・仕様書に記載のない事項であっても、本町にとって有益になると思われる企画については、積極的に提案すること。

4 審査

審査方法は、次に示すとおりとする。

(1) 書類審査

提出された提案書類をもとに、別を示す審査基準に基づき選定委員会において採点し、最も優れた提案者を候補者として決定するものとする。

(2) 審査結果の通知

①結果通知

審査の結果は、令和7年12月中に当該審査を行った全ての者に対して通知する。

②結果に対する問合せ

審査により候補者とならなかった提案者は、通知日より起算して5日以内に審査結果について、説明を求めることができるものとする。

5 評価項目及び配点

審査基準は、別紙「審査基準」のとおりとする。

6 スケジュール

No.	手続き等	期限等
1	募集要項の公表	令和7年11月7日（金）から
2	質問書の受付期間	令和7年11月7日（金）から 令和7年11月14日（金）まで
3	参加表明書受付期間	令和7年11月17日（月）から 令和7年11月25日（火）まで
4	参加資格審査結果通知	令和7年11月28日（金）まで
5	企画提案書の提出期限	令和7年12月19日（金）まで
6	選定結果通知	令和7年12月下旬（予定）まで
7	サービス開始	令和8年4月1日（水）から

7 問合せ先（事務局）

三春町 子育て支援課 保育グループ

所在地 〒963-7759 福島県田村郡三春町字大町1番地の2

電話番号 0247-62-0055

FAX 0247-62-3232

電子メール hoiku@town.miharu.lg.jp

別紙「審査基準」

評価項目			企画提案書への記載事項	点数	比率	評価点
サービス内容	品質	製品は、日本国内で広く流通しており、保護者が安心して使用できるものか。	紙おむつ及びおしりふきの品質を記載してください。	点	3	/15 点
	提供価格	利用料金水準は適当か。	保護者の利用料金を記載してください。決済手数料などがかかる場合はその金額も記載してください。	点	3	/15 点
保護者の負担軽減	利用・解約手続き	利用申込みや解約等の手続きは、保護者にとって分かりやすく、利用しやすいか。	利用申込みや解約の方法について記載してください。	点	2	/10 点
	料金支払い	利用料金の支払い方法は、口座振替やキャッシュレス対応など保護者のニーズに対応しているか。	料金の支払い方法について記載してください。	点	2	/10 点
	問合せ対応	問合せ対応窓口は、受付時間や方法が保護者のニーズにあった方法となっているか。	問合せ窓口について記載してください。	点	2	/10 点
保育所（保育士）等の負担軽減	発注	発注方法は、保育所（保育士）等の負担軽減に配慮した内容となっているか。	施設の発注方法について記載してください。	点	2	/10 点
	配送・納品	配送や納品は、保育所（保育士）等の負担軽減に配慮した内容となっているか。	保育所等への配送や納品の方法について記載してください。	点	2	/10 点
	緊急時の対応	緊急時等に安定的かつ迅速に納品できる物流体制が整っているか。	災害時や突然の在庫不足など緊急時の対応について記載してください。	点	2	/10 点
その他の取組み	その他	上記以外で、保護者や保育所（保育士）等の負担軽減や保護者の利用促進のための有益な提案があるか。	上記以外で、保護者や保育士等の負担軽減、その他本町にとって有益な提案があれば記載してください。	点	2	/10 点

※配点は委員一人あたりのものであり、各項目ごと５段階（５点 特に優れている ４点 優れている ３点 普通 ２点 やや不十分 １点 不十分）で採点する。

※各審査員の持ち点（１００点）を合算した値の６割を最低基準点とし、各審査員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない場合は選定しない。

※提案者が１者の場合でも、選定委員会による選定を行う。